

( 別 紙 )

## 鑑定料の検討に当たり考慮することが考えられる要素

鑑定料の金額について検討するに当たっては、以下の要素を考慮することが考えられる。

### 1 調査・鑑定の難易等

#### (1) 調査に要する期間及び作業量

※ 数人の鑑定補助者の協力を得て調査が1日で終わった例もあれば、調査結果がまとまるまで2、3か月かかった例もある。

#### (2) 鑑定書作成に要する期間

※ 鑑定事項決定後、現地調査から鑑定書提出まで3～6か月を要することが多いようだが、1か月程度という例や、1年以上を要したという例もある。

#### (3) 鑑定人の関与の態様

※ 鑑定採用決定後から鑑定着手までの間に鑑定事項等の整理・検討作業等を行う場合や、鑑定書作成後に期日に出頭して鑑定書の内容等について説明等を行うことが予定されている場合は、これらの作業に対する報酬を考慮すべき場合もある。

### 2 経費

#### (1) 外注費

※ 外注費が高額になる場合、概算払などの方法を取ることも含め、裁判所とあらかじめ協議することが望ましい。

#### (2) 現地調査に要する交通費

※ 民事訴訟費用等に関する法律の定めが参考にされることがある。

※ 現地調査は1回で済ますように計画される例が多いが、調査項目・内容によっては複数回行われる例もある。

### 3 鑑定人の人件費相当額

※ 鑑定人の人件費相当額のうち、人工計算により算定する場合の日額については、以下のものを参考にした例がある。

- ・ 国土交通省「設計業務委託等技術者単価」
- ・ 一般財団法人経済調査会「積算資料」掲載の労務単価（主任技術者・技師長クラス）

※ 人工計算により費用を算定することが難しい作業（鑑定書作成作業等）については、鑑定書作成費用一式として算定することもある。

### 4 その他の留意事項

- (1) 鑑定事項については、裁判所と事前に十分に協議しておくことが大切であるほか、鑑定費用についても、裁判所と事前に協議をすることが有益である。
- (2) 鑑定料について、裁判所から、当事者の希望を踏まえた、いわば予算額が提示され、その費用で可能か否かを打診された例や、こうした予算内に収まる方法・範囲で鑑定を行うよう調整が行われる場合もある。

以上